

公営企業会計に係る資金不足額等の状況

単位:千円

	特別会計名	(1)				(2) 算入 地方債	(3)				(4) 令第3条第 1項の額・ 令第4条の 額 (1)+(2)-(3)	(5) 解消可 能資金 不足額	(6) 資金不足額 ・剰余額 (4)-(5) (注1)	(7) 企業ごとの 資金不足額 (注2)	(8) 営業収益の 額－受託工 事収益の額	(9) 事業の規模	資金不足比率 (7)/(9)、%
		a-b-c	流動負債 a	控除未払 金等 b	控除額 c		e-f-g	流動資産 e	控除財源 f	控除額 g							
法適用企業	水道事業会計	509,180	509,180				6,613,839	6,613,839			△6,104,659		6,104,659	－	6,143,173	6,143,173	－
	工業用水道事業会計	420	420				127,507	127,507			△127,087		127,087	－	21,600	21,600	－
	駐車場事業会計	13,589	13,589				56,957	56,957			△43,368		43,368	－	254,743	254,743	－
	農業共済事業会計	266,542	266,542				544,277	544,277			△277,735		277,735	－	205,268	205,268	－

	特別会計名	(1)	(2)	(3)								(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	資金不足 比 率 ((7) / (9) , %)
		歳出額	算 入 地方債	a-b-c-d-e- f+g	歳入額 a	継続費 遞次繰 越額 b	繰越明許 費繰越額 c	事故繰 越繰越額 d	事業繰 越繰越額 e	支払繰 延額 f	b～fに 係る未 収入特 定財源 g	令第3条第 1項の額・ 令第4条の 額 (1)+(2)-(3)	解消可能 資金不足 額	資金不足額 ・ 剰 余 額 (4)-(5) (注1)	企業ごと の 資 金 不 足 額 (注2)	営業収益の 額－受託工 事収益の額	事業の規模	
法非適用企業	風力発電事業 特別会計	100,743		101,357	101,357							△614		614	-	83,966	83,966	-
	簡易水道事業 特別会計	665,004		666,269	675,626		169,762				160,405	△1,265		1,265	-	53,898	53,898	-
	農業集落排水事業 特別会計	535,806		536,080	536,080							△274		274	-	128,934	128,934	-
	下水道事業 特別会計	10,811,812		10,825,220	11,118,127		3,679,157				3,386,250	△13,408		13,408	-	2,717,463	2,717,463	-

(注1) 連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)

(注2) 資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)